

土地・家屋価格等縦覧台帳の縦覧、固定資産課税台帳の縦覧

★土地(家屋)縦覧台帳の縦覧

土地(家屋)縦覧台帳には、土地(家屋)の平成22年度の価格が登録され、納税者などは、土地(家屋)の評価額などを縦覧することができます。

期 間 4月1日(木)～5月31日(月)

午前8時30分～午後5時

手数料 無料

対 象 納税者、納税管理人、納税者から委任を受けた方

★固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳には、土地・家屋・償却資産の平成22年度の価格が登録され、土地・家屋・償却資産の所有者などは、その資産や評価額などを確かめることができます。また、納税通知書と一緒に送付する課税明細書(土地・家屋)でも確認できます。

期 間 4月1日(木)～平成23年3月31日(木)

午前8時30分～午後5時

手数料 300円(ただし、縦覧期間中は無料)

対 象 固定資産の所有者、所有者から委任を受けた方

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

条 件 昭和57年1月1日以前に建築された家屋で現行の耐震基準に適合した改修工事費が30万円以上の家屋

期 日 改修工事が終了してから3カ月以内

対 象 軽減を受けようとする家屋の納税義務者

申 請 所定の申請用紙に記入のうえ、添付書類(耐震基準適合証明書など)をつけて提出してください。

内 容 改修家屋全体(新たに増改築を行った部分も含む)にかかる固定資産税額の2分の1を減額します。

減額期間

○平成22年から24年までに改修した場合 2年間

○平成25年から27年までに改修した場合 1年間

減額対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

条 件 次のいずれかの方が居住する既存の住宅で平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅(賃貸住宅は除きます)

①65歳以上の方

②要介護認定または要支援認定を受けている方

③障害者

工事内容 次の工事で補助金などを除く自己資金が30万円以上のもの

①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良

④便所の改良 ⑤手すりの取り付け

⑥床の階段の解消 ⑦引き戸への取り替え

⑧床表面の滑り止め化

申 請 納税者は、改修後3カ月以内に工事明細書や写真などの関係書類を添付して提出してください。(工事の内容を示す書類は、建築士などによる証明で代替可)

内 容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり100㎡相当分まで

省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置

対象家屋 平成22年4月1日～平成25年3月31日の間に、一定の省エネ改修工事を行った住宅

要 件 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと(賃貸住宅を除く)

①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

工事費用 当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。

申請方法 納税者は、改修後3カ月以内に建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書を添付して市に申告

内 容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり120㎡相当分まで

問合先 税務課 資産税担当

結婚式・ご法要・ご宴会・お食事

山一会館

ヨサンハココヨシ

都留市上谷三丁目3番17号 ☎(43)5544

FAX(45)5353

季節のおさしみ

あつあつの天ぷら

和処 天 寿

お祝・ご法事・各種ご宴会 ご予約承ります(24名様ぐらいまで)

営業時間 AM11:40～PM1:30、都留市中央三丁目6番2号
PM5:00～PM10:00 電話 45-7233

定休日 月曜日